



総務省

e-かわらばん近畿

近畿総合通信局

2016年11月30日

第223号 1/2

災害時における通信確保のための連携を強化 ～総務省の通信機器・電源車の貸与体制をPR～

近畿総合通信局は、10月23日に奈良県五條市で実施された近畿府県合同防災訓練に参加し、災害時における通信確保を目的とした自治体との連携訓練を実施しました。

訓練では、五條市災害対策本部からの要請を受け、災害対策用移動通信機器及び移動電源車の現地搬入訓練を実施しました。

また、展示コーナーにおいて通信機器や電源車を展示し、消防や防災関係者に対し、発災時における通信確保の重要性や総務省の支援内容についてPRしました。

閉会式には高市総務大臣も出席し、災害時における住民の方々への情報伝達の重要性について述べるとともに、防災行政無線やLアラートなどの一層の普及推進にも取り組んでいきたいとの挨拶がありました。

当局では、発災時における自治体等の取組を迅速・適確に支援するため、今後とも地域の防災訓練への参加などを通じて、地域・自治体との連携を強化してまいります。

通信機器の貸与訓練と展示会風景



災害対策本部に対し、移動通信機器の貸与を実演



防災関係者や消防等の関係者へ貸与体制を説明

災害情報共有システム (Lアラート)

総務省では、災害発生時やその復興局面等において、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤である「Lアラート(災害情報共有システム)」の全国普及に向けて取り組んでいます。

<http://www.fmmc.or.jp/commons/>



編集・発行

近畿総合通信局
総務部総務課
企画広報室

〒540-8795

大阪市中央区大手前1-5-44

大阪合同庁舎第1号館

TEL: 06(6942)8508

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/>



総務省

e-かわらばん近畿

近畿総合通信局

2016年11月30日

第223号 2/2

スマートフォン時代に対応した青少年のインターネット利用に関する連絡会 第4回定期総会を開催

スマートフォン時代に対応した青少年のインターネット利用に関する連絡会（以下 スマホ連絡会（近畿））は、10月4日、大阪市内で第4回定期総会を開催しました。

近畿総合通信局 山下 朝文情報通信部長の挨拶のあと、スマホ連絡会（近畿） 竹内 和雄 座長（兵庫 県立大学准教授）の進行により、これまでの連絡会の活動報告、今後の活動計画等について提案・承認が行われました。

活動報告は、大阪市PTA協議会、和歌山県青少年・男女共同参画課及び(株)グリーの3者からそれぞれの取り組み状況についてまた、活動計画については、主に動画フェスタin近畿2016の取り組みについて説明がありました。

その後、動画フェスタin近畿2016の最終審査作品の上映会を実施し、構成員による投票を行いました。

動画フェスタの投票結果は、最終審査会に提出され、12月に開催される優秀作品発表会において結果発表される予定です。

スマホ連絡会（近畿）の詳細につきましては以下のWebサイトをご覧ください。

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/sumaho-kinki/sumaho-kinki.html>



←総会の様子



竹内座長→



信書便制度についての説明会

近畿総合通信局は11月11日 大阪市中央区で信書便制度についての説明会を開催しました。

現在信書便事業者は近畿管内は89者（平成28年11月25日現在）を数え、それぞれが創意工夫を凝らした信書の送達サービスを提供していますが、最近では、公的機関や一般企業が本庁(本店)と出先機関(支店)間の信書の巡回集配業務等に信書便事業者を活用するなど、信書便の利用例も増加してきています。

近畿総合通信局では、信書便制度についての理解をより深めていただくこと等を目的として、信書便制度の概要、信書便事業の現状などを説明するために説明会を定期的に開催しております。

信書便制度の
お問い合わせ
電話 06-6942-8596

近畿総合通信局
信書便監理官



説明会の様子

信書とは

「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」
(郵便法第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第1項)

- 「特定の受取人」とは、差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者。
- 「意思を表示し、又は事実を通知する」とは、差出人の考えや思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えること。
- 「文書」とは、文字、記号、符号等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物のこと。

信書を送達できる者

他人の信書を送達できる者は、日本郵便株式会社と総務大臣の許可を受けた信書便事業者に限られています。

(郵便法第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第3条)